【参考】県条例による受動喫煙防止対策に係る対象施設と規制内容の概要 (令和2年4月1日~)

(1/11/2/1-2/) 1 1 /				
条例区分	施設の内容	対象者	規制内容	義務付け
敷地内受動喫煙防止施設	○学校(幼稚園,小学校,中学校,高等学校)○高等専門学校○専修学校(専門課程を置くものを除く)○児童福祉施設等	利用者	喫煙してはならない	義務
		管理者	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所の設置 不可)	義務
屋外受動喫煙防止施設	○遊具のある公園○停留所○横断歩道○公道(学校,児童福祉施設,遊具のある公園,停留所,横断歩道の付近のもの)等	利用者	区域で喫煙しない (灰皿周辺を除く)	努力義務
		管理者	灰皿は子どもの受動喫煙 防止に配慮 ※2	努力義務

^{※1}付近とは施設等から7m以内

^{※2} 灰皿を設ける場合は、子供の動線を避ける、遮蔽を設ける等の配慮が必要